

へんしも情報

INDEX

組合見聞録

中村地区建設協同組合 01

中央会だより

平成26年度 中央会事務局紹介 03

平成26年度 中央会事業のご案内 04

出資変更登記はお済みですか？

事業レポート 平成25年度組合等経営革新事業 05

平成25年度補正「ものづくり・商業・サービス補助金」のご案内 06

施策情報

特許庁からのお知らせ等 07

高知県の設備投資支援策 08

高知県の主な融資制度 09

県内の景況動向(2014年3月) 13

組合見聞録

中村地区建設協同組合

理事長 植田 英久 氏

中村地区における社会資本の整備
及び維持管理の担い手であり、
大規模災害発生時には地域住民の
安全・安心を確保する重要な役割を担う

高知県唯一の 建設業保証を業務とした 事業協同組合

当組合の設立は、前身である「高知県西部建設業保証協同組合」の設立まで遡りません。昔の公共事業は、今のようには前渡金等の制度がなかったため、建設業者は常にキャッシュフローの問題に頭を抱えた状態でした。そのため、四万十市及び周辺の建設業者が一致団結して、昭和42年に組合員の建設工事の共同保証を主な事業とする「高知県西部建設業保証協同組合」を設立しました。当時、組合事務所は中村市街の中心部、今の新ロイヤルホテル四万十さんがある場所にありました。その後、組合事業が拡大、幡多の建設業界の発展に伴い、旧組合会館が狭隘となったため、平成5年に現在の地に組合会館を新築しました。

組合設立当初の主たる事業は、組合名のとおり組合員の工事の保証をする事業でしたが、その後、公共工事の拡大に伴って生コンの共同購買事業が発展し、加えて新会館建設後は、会館の維持運営業務も大切な事業となっています。

そのため、組合の名称も平成5年の移転時に「中村地区建設協同組合」と変更して、現在に至っています。

<組合プロフィール>

所在地：四万十市右山元町3丁目3番26号
TEL / FAX：0880-34-3100 / 0880-34-6517
組合員数：46名
設立：昭和42年9月
主な事業：共同購買事業、保証事業、
共同施設運営事業、教育情報事業 等



なお現在では、建設工事の共同保証事業の一環として、国の下請けセーフティネット債務保証と地域建設業経営強化融資制度も取り扱っていますが、昔も今も、共同保証事業やセーフティネット・融資制度を行う建設業の事業協同組合は、高知県唯一で、四国でも数組合しか実施しておらず、中村地区建設業者の団結力と相互扶助の精神の高さを表していると自負しています。



新たな展開が求められる 建設業界と活性化の模索

今年、高知県が発表した「高知県建設業活性化プラン」でも触れられているとおり、長年に亘る公共事業の大幅な減少に伴い高知県の建設業界では、若手入職者の減少・高齢化の進行、経営規模の小規模化、重機の保有台数の減少などによって、建設業全体の施工力が低下し、加えて、材料不足や資材単価の高騰、労務単価の上昇等によって、入札の不調・不落が増加しています。このままの状態が続けば、将来に亘る社会資本整備や南海トラフ地震等の災害

対応に支障が生じることも危惧されています。

中村地区の建設業界も同様で、組合員各社とも必死になってコスト削減や雇用の抑制等、経営努力を行った結果、技術者や職人等の深刻な不足により入札の不調・不落が続発し、更には地域から期待されている防災力についても維持の限界点まできているという事態に陥っています。このような状態では、建設業界に魅力は感じてくれる若者が減少するだけでなく、事業の継続自体が危ぶまれます。そのため私たちの組合でも、ここで今一度、問題構造を見つめ直し、組合として、組合員企業や地域社会に対して提案できることを探そう、という機運が高まりました。

建設業

× Ⅱ 防災力アップ!

地域

地域の信頼を得つつ

建設業の魅力を発信

そこで当組合では、今年度、高知県中央会の協力を得て中村地区建設業の継続的な事業環境構築を目的に、建設業が抱える問題構造を再認識し、問題解決のための課題と今後の取り組み方法について整理を行いました。組合員へのヒアリング調査や問題構造分析等を通じて課題を整理した結果、課題点の把握と同時に、地域貢献や防災力等、地域住民が建設業に期待している点についても明確となりました。そこで、委員会等で検討を重ねた結果、今後は「新規就労者の確保」「若手技術者・技能者の育成」「技術力の向上」「イメージアップ」を軸に取り組んでいくものとし、特に今年度は、地域と連携した防災訓練等のイベント開催を模索して、イベントを通じて建設業Ⅱ地域防災力としての重要性をPRし、若者等に建設業に親しんでもらうことと建設業のやりがいやその重要性の魅力発信を行う方向で行動計画を策定することになりました。

この背景には、建設業界が地域の防災・防犯のボランティア活動に長年、熱心に取り組み続けてきた実績や行政及び地域住民から地域防災力として期待されているという経緯があります。建設業界の強みを地域の防災分野で大いに活かすことで来るべき南海トラフ地震等の大規模災害発



これ知っちゃいって!

中村地区の建設業界は本気度の高い 地域貢献活動に取り組んでいます!!



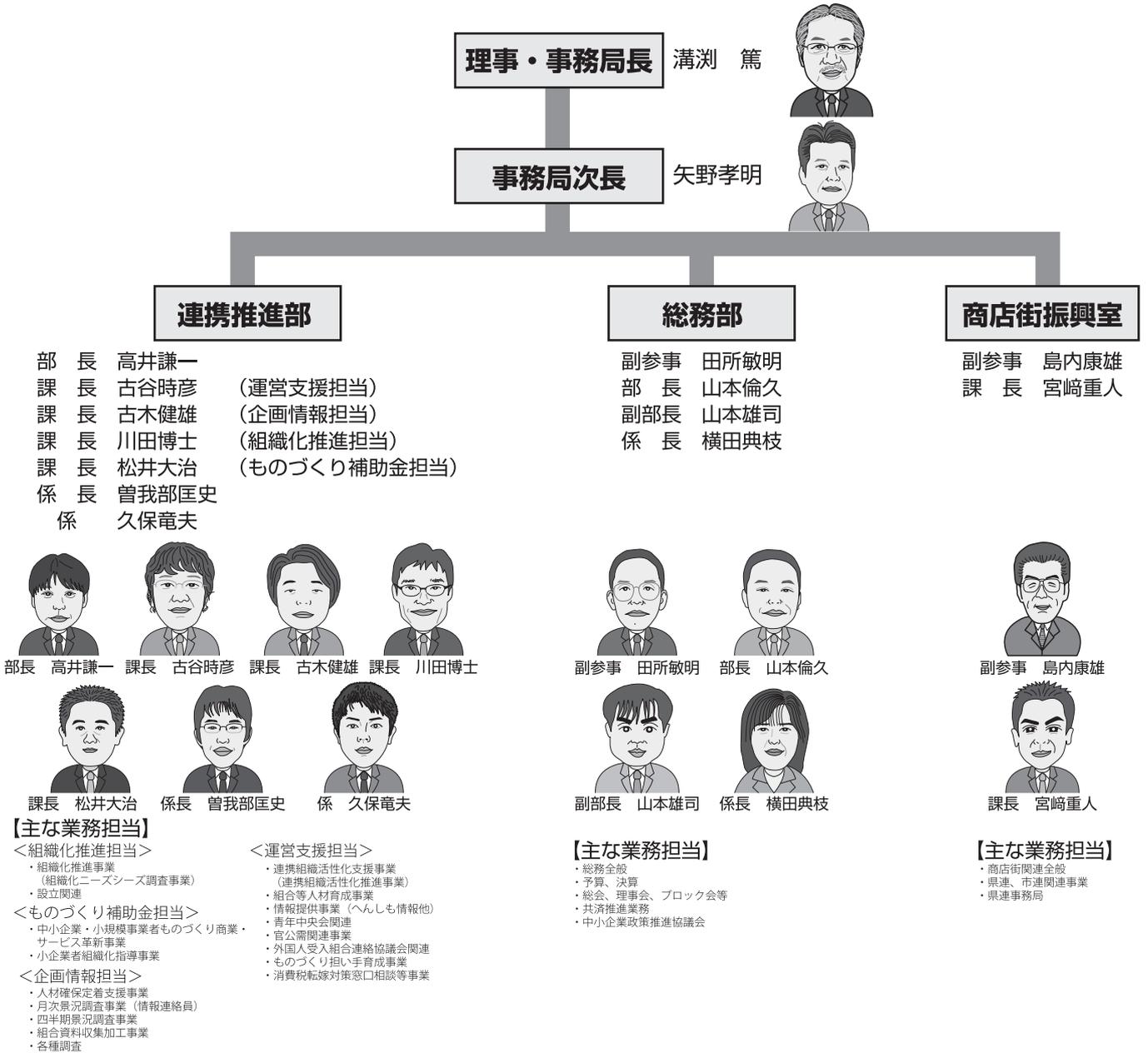
中村地区建設協同組合では、「これからの建設業界は、関係者が地域に頼られる『個人』とならなくてはならない、そのためには、人間力を高めなくてはならない」との理念から高知県建設業協会中村支部と連携して、毎年、四万十川や海岸の清掃、防犯パトロール等に十数回の出勤を行っているボランティアに加えて、組合員・会員が地域のイベントやPTA、消防団等の活動に積極的に取り組むことを全力で推進しています。

生時に対応できる防災力向上に努めて、もって地域社会との絆を深め、建設業の魅力を若者は勿論、次代を担うことも達にも伝えたいです。

このたびの取組みを契機に、中村地区の建設業の更なる発展のために努力していくと同時に、これまで以上に地域社会の皆様から信頼される建設業を目指して積極的にアクションを起こしていきます。

平成26年度 中央会事務局紹介

本会は、4月1日付で下記のとおり、平成26年度の人事異動を発令しました。
会員の皆様、本年度もよろしくお願ひ申し上げます。



チーム・エキスパートの解決力。



もしもの時は、損害サービススタッフ・保険代理店を中心に、顧問弁護士、顧問医、アジャスター（損害調査員）がチームアプローチで解決します。

東京海上日動の自動車保険

東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

☎ 0120-868-100 午前9時～午後8時(平日、土日祝とも)

<http://www.tokimarine-nichido.co.jp/>

と活用ください！平成26年度 中央会事業のご案内

連携組織活性化支援事業

経営革新支援

組合等が行う新たな共同事業(共同で取り組む新商品開発、販路開拓、新たなサービスの提供、異業種団体が連携して行う取り組み等)又はその実現化に関する事業に支援します。

【補助金額】75万円以内(予定) 【補助率】2分の1以内 【対象組合数】2組合等(予定)

組合等活性化支援

経営環境変化に対応した共同事業の再構築、新規事業創出などを目指す組合に対し、専門家による診断を行い、改善計画等を策定します。

【対象組合数】3組合等(予定)

専門家派遣による支援

— 連携組織活性化支援事業 —

専門家派遣

— 小企業者組織化指導事業(※小企業者組合限定) —

組合運営における法律・税務・労働等の専門知識を要する諸問題解決のために弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門家を派遣します。なお、設立後5年未満の組合に対しては、指導員による重点支援を併せて実施します。また、小企業者組合については、小企業者組織化指導事業にて定額補助にて諸問題解決のための専門家を派遣することもできます。

【補助金額】3回まで利用者負担なし(4回目以降は必要経費の2分の1利用者負担)

※小企業者組織化指導事業については制限なし

【対象組合数】10組合程度(※小企業者組合枠は別途7組合程度)

★本事業は随時募集しています。助成対象組合数に限りがありますので、お早めにお申し込み下さい。

小企業者組織化指導事業

研修会・講習会の開催

<小企業者組合限定>

小企業者組合の役職員及び小企業者を対象として、組合制度、共同事業、経営、経理・税務、労働、法律、中小企業施策等についての講習会等を開催します。

対象経費の3分の2以内(上限15万円)を中央会が負担します。【対象組合数】7組合(予定)

新規事業、新商品・サービス等の実行可能性の検証、ビジョンの作成

—小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業 <小企業者組合限定>—

組合や組合員の「経営基盤の強化」「生産性の向上」を目指した、「既存の共同事業の改善」「新たな事業開発」のためのフィージビリティ・スタディの実施、又はフィージビリティ・スタディの結果を具体化するための事業に支援します。

【補助金額】120万円以内 【補助率】3分の2以内 【対象組合数】2~3組合(予定)

お気軽に中央会までお問い合わせ下さい。応募申請から事業完了までサポートします！

【お問い合わせ先】高知県中小企業団体中央会 TEL(088)845-8870 メール:info@kbiz.or.jp

—出資の総口数および払込済出資総額の変更登記はお済みですか—

毎事業年度末日現在において、出資の総口数および払込済出資総額に変更があった場合は、主たる事務所の所在地において4週間以内に登記が必要です。

3月末決算の組合の皆様、今一度、3末日現在の出資額に変更がないかご確認ください。

中央会事業レポート — 平成25年度組合等経営革新事業 —

室戸黒潮協同組合

〔事業名及びテーマ〕

地域観光モデルプランの開発による誘客活動の強化

～市内観光施設及び観光資源とのコラボレーションによる地域観光モデルプランの開発とそれを生かした誘客活動の積極的展開～

●背景

当組合では、平成16年度より室戸岬漁港後背地(原有地)を賃借し、組合員の取り扱う商品の共同販売並びに室戸岬地域の活性化を目的として「海の駅とろむ」を設置・運営しており、近年、誘客の向上を図る取り組みとしてタタキ作り体験や干物作り体験などの体験メニューを企画し、ホームページでの周知や県内学校への営業活動等を行ってきたが、観光商品として単品での販路開拓であったため訴求力が弱いこともあり、十分な成果を上げることができていなかった。

●事業概要

①地域観光モデルプランの開発

本事業推進のための委員会を立ち上げ、組合役員のほか関係団体、市観光協会、高知県地域支援企画員のアドバイス及び協力を得ながら、地域観光モデルプランの検討を行った。ターゲット顧客を子育て世代に絞り込み、当組合が実施するタタキ体験、干物づくり体験をベースとして、ドルフィンセンターとの連携により、室戸岬、ジオパーク等の自然も含めて室戸を1日楽しむモデルプランを想定し、これに合わせたプロモーション戦略を立案した。

②誘客ツールの開発

①で開発したモデルプラン及びプロモーション戦略に基づき、パンフレット、ホームページを制作した。ホームページはパンフレットに印刷されたQ



Rコードを読み取ることでアンケート画面が開き、アンケートに回答しメールアドレスを入力することでクーポン画面が表示されるもので、今後、これにより収集したメールアドレスでターゲットトカテゴリーに合わせたイベントの実施及び告知を行う。

③誘客活動の展開

②で制作したパンフレットを、市内外の道の駅や観光案内所、観光スポット、宿泊施設等へ設置依頼を行うとともに、市観光協会及び市内観光施設ホームページに対するリンク依頼を行った。

●成果及び今後の展望

本事業により、他の施設との連携による具体的な観光モデルプランを市観光協会や高知県地域支援企画員等の客観的な意見もいただきながら検討したことで、従来になかったようなプロモーション戦略を策定することができた。また、パンフレットとWebサイトを連携させ、アンケートにより顧客情報を収集する仕組みとしたことから、一時的な誘客にとどまらず、顧客属性に合わせたイベントの企画及び情報発信が可能となった。

高知県酒造組合

〔事業テーマ〕

多言語広報ツールの開発と酒類の輸出促進事業

●背景

少子高齢化や若年層の飲酒人口の減少、また、流通構造の激変、酒類間競争の熾烈化、消費者の低アルコールやリキユール志向等の嗜好の変化などの厳しい状況下、政府の「日本再生戦略」の閣議決定に、國酒をはじめとした日本産酒類について、官民連携で輸出促進のための総合的な環境整備に取り組み「國酒等の輸出促進プログラム」が反映され、また「日本経済の再生に向けた緊急経済対策」にも「日本産酒類の総合的な輸出環境整備」が盛り込まれることを受け、酒類業界としての積極的な輸出促進に向けた取組がスタートした。

平成25年5月30日には四国での官民一体となった「酒類の輸出促進連絡会議」も発足し、当組合としても土佐酒の需要開拓を促進していくための「輸出促進事業」を展開していくこととし、その広報・営業ツールとして多言語対応のパンフレット制作に取り組みすることになった。



●事業概要

①多言語広報ツールの制作事業

欧米を中心とした日本酒需要の増加傾向を商機と捉え、当組合内に設置している需要開拓委員会を中心に土佐酒の海外展開に必要な不可欠な多言語(英語、日本語)対応のパンフレットの企画・制作を行った。

●成果と今後の展望

パンフレットの完成が事業期間未近くとなってしまうことから、広報・営業ツールとして、展示会及び商談会等における利活用に至っていないため、現段階では具体的な成果は挙げられていない。

今後、当組合としては、土佐酒の需要開拓を促進していくための「輸出促進事業」を左記内容により展開していくこととしており、本事業により制作したパンフレットを利活用して、土佐酒の海外展開(輸出先、輸出数量の増加)を推進する計画である。

- ① 国際空港免税エリアでの國酒キャンペーン
- ② ジェット口が開催する、「日本酒、焼酎輸出商談会」への参加
- ③ 日本酒造組合中央会が展開する海外事業への参加
- ④ 海外での試飲即売会、市場調査事業

求人情報の有効活用に向けた 7者協定締結!



去る3月28日、本会では、労働局・県・産業支援団体による「求人の拡大に関する協定」を締結しました。当該協定は、高知県や本会等の産業支援団体(公益財団法人高知県産業振興センター、高知県商工会議所連合会、高知県商工会連合会及び社会福祉法人高知県社会福祉協議会)が、企業訪問で知った求人情報を事業主の了解の下、労働局に提供。同局が使える助成制度などをアドバイスし、求人票提出に繋げる仕組みです。こうした取り組みは全国初で、求人情報の新しい流れに期待が寄せられていますので、会員組合及び組合員企業の皆様におかれましては、求人情報のご提供にご協力くださいますようお願いいたします。

平成25年度補正 「ものづくり・商業・サービス補助金」のご案内

本会では、国の平成25年度補正予算による中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業「ものづくり・商業・サービス補助金」の高知県地域事務局として、1次公募(二次締切)の申請を受付中です。

公募期間 (1次公募二次締切) 5/14(水)まで

本補助金は、革新的なものづくり・サービスの提供等にチャレンジする中小企業・小規模事業者に対し、地方産業競争力協議会とも連携しつつ、試作品・新サービス開発、設備投資等を支援するものです。

(最大で1,500万円、通常で1,000万円までの補助。補助率2/3)



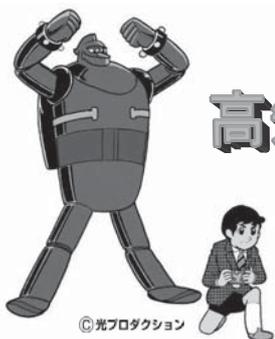
詳しくは本会HPをご覧ください ⇒ <http://www.kbiz.or.jp>



【お問い合わせ先】

高知県地域事務局 高知県中小企業団体中央会 ものづくり補助金事業推進室

TEL:088-845-6222 FAX:088-845-8010 E-mail:info@kbiz.or.jp



©光プロダクション

信用保証で 高知の中小企業を 応援します

高知県信用保証協会

高知県信用保証協会

検索

.com BANK

あなたと未来を創る

金融機関から「金融サービス企業」へ・・・
真にお客様から信頼され、
お客様に有益な商品・サービスが
提供できるよう全役職員が
「意をひとつ」にして
取り組んでいます。

富和信用金庫

〒780-0822 高知市住吉町2丁目4番4号
TEL:088)882-2525 FAX:088)882-1115

ドットコムバンク

検索

審査請求料・特許料の軽減措置について — 特 許 庁 —

産業競争力強化法に基づく特許料等の軽減措置により、平成26年4月から平成30年3月までに小規模事業者が特許の審査請求又は国際出願を行う場合に、「審査請求料」、「特許料」、「国際出願に係る手数料」の軽減措置が受けられます。

ア)対象者

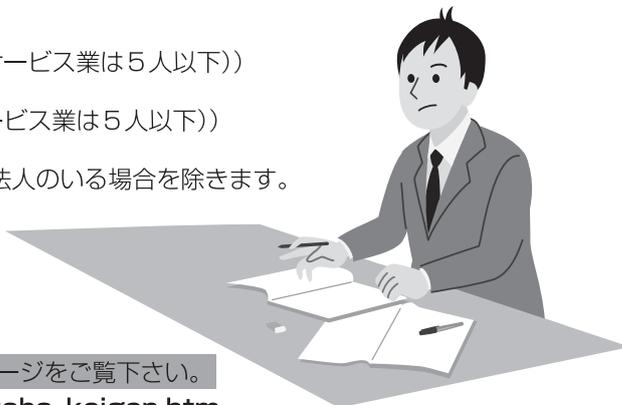
1. 小規模の個人事業主(従業員20人以下(商業又はサービス業は5人以下))
 2. 事業開始後10年未満の個人事業主
 3. 小規模企業(法人)(従業員20人以下(商業又はサービス業は5人以下))
 4. 設立後10年未満で資本金3億円以下の法人
- ※3.及び4.については、大企業の子会社など支配法人のいる場合を除きます。

イ)軽減措置の内容

- 審査請求料 1/3に軽減
- 特許料(第1年分から第10年分) 1/3に軽減
- 調査手数料・送付手数料 1/3に軽減
- 予備審査手数料 1/3に軽減

お問い合わせ先や軽減措置の詳細は、特許庁ホームページをご覧ください。

http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/chusho_keigen.htm



創業補助金(創業促進補助金)事業の公募について

— (公財)高知県産業振興センター —

◆地域の活性化や海外需要の獲得を目指す創業(第二創業を含む。)へのチャレンジを支援します!

○認定支援機関たる金融機関又は金融機関と連携した認定支援機関に、事業計画の実効性等が確認されている必要があります。

※認定支援機関とは

地域の金融機関や公的な支援機関、税理士や弁護士、中小企業診断士など国の認定を受けた機関であり、事業計画の策定の支援や、それぞれの機関の専門分野のアドバイスが受けられます。

◆店舗借入費や設備費等に対して、最大200万円(補助率2/3)を補助します!

○事業費や販路開拓に係る費用のほか、認定支援機関による事業計画の実施に係る経営支援に対する謝金等も補助対象となります。

公募期間 平成26年2月28日(金)～平成26年6月30日(月)(予定)

(募集要項等は、当財団のホームページにて公表しています。)

【お問い合わせ先】

<高知県事務局> (公財)高知県産業振興センター 企業振興部 振興課

TEL:088(845)6600 FAX:088(846)2556 E-mail:info@joho-kochi.or.jp

新型定期預金

マイナーベスト

1年・2年・3年 固定金利・半年複利



人を思う。未来を思う。

商工中金

高知支店 088-822-4481

〒780-0870 高知市本町4-2-46

●ザ クラウンパレス新阪急高知並び



高知県は
生産性向上に資する
御社の設備投資を

全力で
バックアップします!



ものづくり競争力強化支援事業

補助率: 1 / 3 補助上限: 500万円

■対象事業

製造業の中小企業者等が装置を導入して行う試作品開発等に係る事業

■対象要件

- ・ 補助対象経費が150万円以上であること
- ・ 3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること 等

■問い合わせ先

高知県産業振興センター 企業振興部振興課 〒781-5101 高知市布師田3992-2
TEL:088-845-6600 FAX:088-846-2556
URL:http://www.joho-kochi.or.jp/sangyo_shinko_kikin/ E-mail:info@joho-kochi.or.jp

■対象経費

- ・ 原材料費
- ・ 機械装置費
- ・ 試作開発等に係る経費 (人件費は含まない)等

企業立地補助金

補助率: 10～25% 補助上限: 50億円

■対象事業

工場等の新增設

■対象要件

- ・ 補助対象経費が原則5,000万円以上であること
- ・ 操業開始後1年以内に原則10人以上新たに雇用すること 等

■雇用奨励金

新規雇用者1人につき100万円を交付

■問い合わせ先

高知県庁商工労働部 企業立地課 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20
TEL:088-823-9693 FAX:088-823-9268
URL:http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150201/ E-mail:150201@ken.pref.kochi.lg.jp

■対象経費

- ・ 機械装置費
- ・ 土地
- ・ 建物及び付属設備
- ・ 構築物
- ・ 車両運搬具
- ・ 工具器具備品 等

設備投資促進事業費補助金

補助率: 6.8% 補助上限: 3,400万円

■対象事業

高知県内の1つの敷地内において、生産性向上に資する設備投資を行う事業

■対象要件

- ・ 補助対象経費が2,500万円以上であること
- ・ 操業開始までに1人以上新たに雇用すること 等

■問い合わせ先

高知県庁商工労働部 工業振興課 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20
TEL:088-823-9720 FAX:088-823-9261
URL:http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150501/ E-mail:150501@ken.pref.kochi.lg.jp

■対象経費

- ・ 機械装置費
- ・ 土地
- ・ 建物及び付属設備

産業振興計画推進融資

**貸付利率: 2.27%以内(7年)、2.42%以内(10年)
保証料率: 0.30%(7年:標準)、0.25%(10年:標準)**

■対象事業

産業振興計画の事業や目標に沿った事業

■対象要件

製造業者、商店街の小売業、飲食店、サービス業者 等

■償還期間

7年以内(据置期間1年以内)又は10年以内(据置期間2年以内)

■問い合わせ先

高知県庁商工労働部 経営支援課 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20
TEL:088-823-9695 FAX:088-823-9138
URL:http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/ E-mail:150401@ken.pref.kochi.lg.jp

■対象経費

・ 設備資金、運転資金

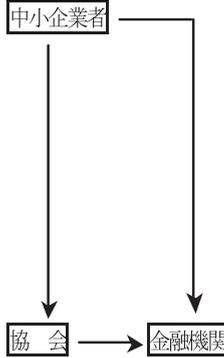
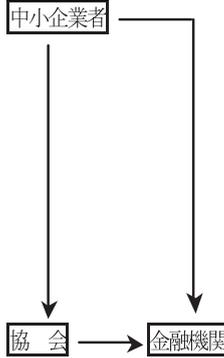
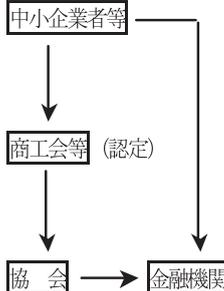
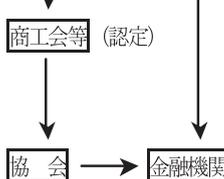
■貸付限度額

・ 1億円

平成26年度

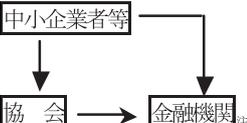
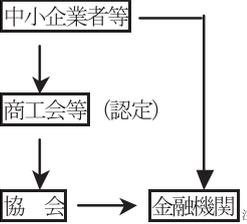
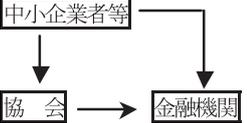
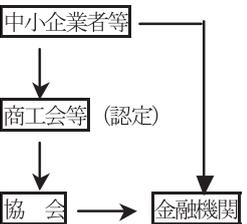
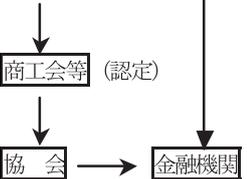
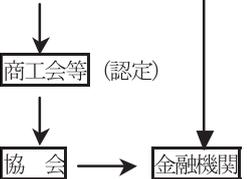
高知県の主な融資制度

経営支援融資制度

貸付限度額 (千円)	償還期間 (据置期間)	担保・保証人	手続	備考
100,000	7年以内 (1年以内) ----- 10年以内 (2年以内)	保証協会の定めるところによる		<p>◆貸付利率</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月1日現在の利率です。 貸付利率の欄に※がついた融資は、商工会等の認定を受けることにより、貸付利率が0.2%引き下げられます。 貸付利率の欄で「共有対象外」とは、中小企業信用保険法第2条第5項に基づき市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」が対象となる経営安定関連保証(セーフティネット保証)の1号～6号など、責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいいます。
12,500 ※中小企業信用保険法第2条第5項に定める「特定中小企業者」は 25,000	7年以内 (1年以内)	不要		<p>◆保証料率</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証料率は、貸付額に対しての料率です。 保証料率の欄で「セーフティ」とは、経営安定関連保証(セーフティネット保証)が適用される場合の料率です。 保証料についての詳細は、「保証料について」をご覧ください。 「中小会計要領」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認できる中小企業者について、表示料率より0.1%を引き下げることがあります。
15,000	7年以内 (1年以内)	保証協会の定めるところによる	<p><商工会等経由の場合></p> 	<p>◆取扱金融機関</p> <p>四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、徳島銀行、香川銀行、愛媛銀行、信用組合広島商銀の県内本店、りそな銀行大阪営業部、農林中央金庫高松支店及び高知県信用農業協同組合連合会、土佐あき農業協同組合、土佐香美農業協同組合、南国市農業協同組合、長岡農業協同組合、高知市農業協同組合、高知春野農業協同組合、コスモス農業協同組合、土佐くろしお農業協同組合、四万十農業協同組合、高知はた農業協同組合</p>
12,500	7年以内 (1年以内) ----- 10年以内 (1年以内)	<p>個人事業者は 無担保・無保証人</p> <p>法人事業者は 無担保・ 代表者1名保証</p>		<p>◆ご注意</p> <p>各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。</p>
50,000	7年以内	保証協会の定めるところによる		
80,000	10年以内	保証協会の定めるところによる		

名 称	融 資 対 象 者 (○は必ず該当すること △はいずれかに該当すること)	資金使途	貸付利率 (%)	保証料率 (%)
安心実現のための 高知県緊急融資	○ 県内において指定事業を営む中小企業者 ※ 貸付限度額は緊急融資全体で1億円以内 ※ 緊急融資及び保証協会の責任共有対象外の保証付借入金を借換えることができる。ただし、下記の借入金は借換えの対象外とする。 ・ 高知県中小企業等融資制度のうち、季節融資 ・ その他の保証付き融資のうち、高知県信用保証協会が定めるもの ※ 責任共有対象の借入金から責任共有対象外への借換えはできない ※ 緊急融資＝安心実現のための高知県緊急融資、平成23年度安心実現のための高知県緊急融資 ※ 経営力強化保証が付される場合の償還期間、保証料率、保証割合は、別に大綱に定める	設 備 運 転	2.27※ (変動) 共有対象外 2.07※ (変動) ----- 2.42※ (変動) 共有対象外 2.22※ (変動)	0.12 ~ 0.49 (付表5) セーフティ 0.30 ----- 0.11 ~ 0.42 (付表6) セーフティ 0.25
特別小口融資	○ 県内において1年以上引き続き同一の指定事業を営む小規模企業者（個人事業者に限る） ○ 源泉徴収による所得税以外の所得税、事業税又は県民税若しくは市町村民税の所得割のいずれかについて、申込みの日以前1年間において納期が到来した税額がある者であって、かつ、当該税額を完納している者 ○ 特別小口保険（中小企業信用保険法第3条の3）を利用した既存借入残高と今回申込金額の合計額が1,250万円（中小企業信用保険法第2条第5項に定める「特定中小企業者」は2,500万円）を超えない者 ○ 特別小口保険以外の保険を利用した既存借入がない者 ※ 当融資の既存の借入分（併存している場合は、そのうち借換えを行うもの全て）の償還金額及び償還月数がそれぞれ借入額及び約定償還月数の1/3以上経過している場合に、全額償還を条件に、当融資で借換えを行うことができる。	設 備 運 転	2.07※ (変動)	0.40
小規模企業融資	○ 県内において指定事業を営む小規模企業者 ※ 当融資の既存の借入分（併存している場合は、そのうち借換えを行うもの全て）の償還金額及び償還月数がそれぞれ借入額及び約定償還月数の1/3以上経過している場合に、全額償還を条件に、当融資で借換えを行うことができる。	設 備 運 転	2.27※ (変動) 共有対象外 2.07※ (変動)	0.21 ~ 1.07 (付表1) セーフティ 0.40
小口零細企業融資	○ 県内において指定事業を営む小規模企業者 ○ 既存の保証協会の保証付借入残高（根保証においては借入極度額）と今回申込金額の合計額が1,250万円を超えない者 ※ 当融資の既存の借入分（併存している場合は、そのうち借換えを行うもの全て）の償還金額及び償還月数がそれぞれ借入額及び約定償還月数の1/3以上経過している場合に、全額償還を条件に、当融資で借換えを行うことができる。	設 備 運 転	2.07※ (変動) ----- 2.27※ (変動)	0.30 ~ 1.27 (付表3) セーフティ 0.40
借換え融資	○ 県内において指定事業を営む中小企業者で、経営改善計画に基づき、借換えによる資金繰りの緩和等により財務体質の改善が図られる者 △ ア 中小企業信用保険法第2条第5項に定める「特定中小企業者」 △ イ 最近3月間の売上高等が前年同期に比して3%以上減少している者 △ ウ 最近3月間又は直近期決算における営業利益又は経常利益が前年同期に比して3%以上減少している者 △ エ 最近3月間又は直近期決算における売上利益率又は営業利益率が前年同期に比して3%以上減少している者 △ オ 再生手続開始申立等事業者（破産、再生手続開始、更正手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立て、その他手形交換所における取引停止処分等の事由が生じた者）に概ね50万円以上の債権額を有する者又は再生手続開始申立等事業者との取引額が総取引額の概ね10%以上である者 △ カ 売上原価の概ね20%以上を占める主要原材料又は燃料の最近3月間の購入価格が前年同期に比して20%以上上昇しているにもかかわらず、製品又はサービスの価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3月間の平均売上高に占める主要原材料又は燃料の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める主要原材料又は燃料の平均仕入価格の割合を上回っている者 △ キ 自然災害により事業用資産に直接被害を受け、当該資産の存する市町村の罹災証明を受けた者 ※ 借換えの対象は、高知県信用保証協会の保証付借入金 ただし、下記の借入金は借換えの対象外とする 高知県中小企業等融資制度のうち、流動資産担保融資、下請経営安定融資、季節融資	運 転	2.47※ (変動) 共有対象外 2.27※ (変動) 2.67※ (変動) 共有対象外 2.47※ (変動)	0.21 ~ 1.07 (付表1) セーフティ 0.40 0.21 ~ 1.07 (付表1) セーフティ 0.40

特別融資制度

保証料率 (%)	貸付限度額 (千円)	償還期間 (据置期間)	担保・保証人	手 続 き	備 考
0.12 ~ 0.49 (付表5) セーフティ 0.30	100,000	7年以内 (1年以内)	保証協会の定めるところによる	 <p>中小企業者等 ↓ 協会 → 金融機関^注</p> <p><商工会等経由の場合></p>	<p>◆貸付利率</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月1日現在の利率です。 貸付利率の欄に※がついた融資は、商工会等の認定を受けることにより、貸付利率が0.2%引き下げられます。 貸付利率の欄で「共有対象外」とは、中小企業信用保険法第2条第5項に基づき市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」が対象となる経営安定関連保証(セーフティネット保証)の1号~6号など、責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいいます。 <p>◆保証料率</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証料率は、貸付額に対しての料率です。 保証料率の欄で「セーフティ」とは、経営安定関連保証(セーフティネット保証)が適用される場合の料率です。 保証料についての詳細は、「保証料について」をご覧ください。 「中小会計要領」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認できる中小企業者について、表示料率より0.1%を引き下げることがあります。(個人事業者である場合を除く)。
0.11 ~ 0.42 (付表6) セーフティ 0.25		10年以内 (2年以内)		 <p>中小企業者等 ↓ 商工会等 (認定) ↓ 協会 → 金融機関^注</p> <p><商工会等経由の場合></p> <p><small>注) 産業振興計画推進融資の取扱金融機関は、産業振興について高知県と包括協定を締結している金融機関のみの取扱いとなります。</small></p>	
0.10	10,000	7年以内 (1年以内)	無担保 保証人については保証協会の定めるところによる	 <p>中小企業者等 ↓ 協会 → 金融機関</p> <p><商工会等経由の場合></p>	<p>◆取扱金融機関</p> <p>四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、徳島銀行、香川銀行、愛媛銀行、信用組合広島商銀の県内本支店、りそな銀行大阪営業部、農林中央金庫高松支店及び高知県信用農業協同組合連合会、土佐あき農業協同組合、土佐香美農業協同組合、南国市農業協同組合、長岡農業協同組合、高知市農業協同組合、高知春野農業協同組合、コスモス農業協同組合、土佐くろしお農業協同組合、四万十農業協同組合、高知はた農業協同組合</p>
		10年以内 (1年以内)		 <p>中小企業者等 ↓ 商工会等 (認定) ↓ 協会 → 金融機関</p>	
0.10	15,000 ※ア及びイは自己資金と同額まで	7年以内 (1年以内)	無担保 保証人については保証協会の定めるところによる	 <p>中小企業者等 ↓ 商工会等 (認定) ↓ 協会 → 金融機関</p>	<p>◆ご注意</p> <p>各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。</p>
		10年以内 (1年以内)			
0.21 ~ 1.07 (付表1) セーフティ 0.10	50,000 ※自己資金の4倍まで	7年以内 (1年以内)	保証協会の定めるところによる	 <p>中小企業者等 ↓ 商工会等 (認定) ↓ 協会 → 金融機関</p>	
		10年以内 (1年以内)			

【お問い合わせ先】

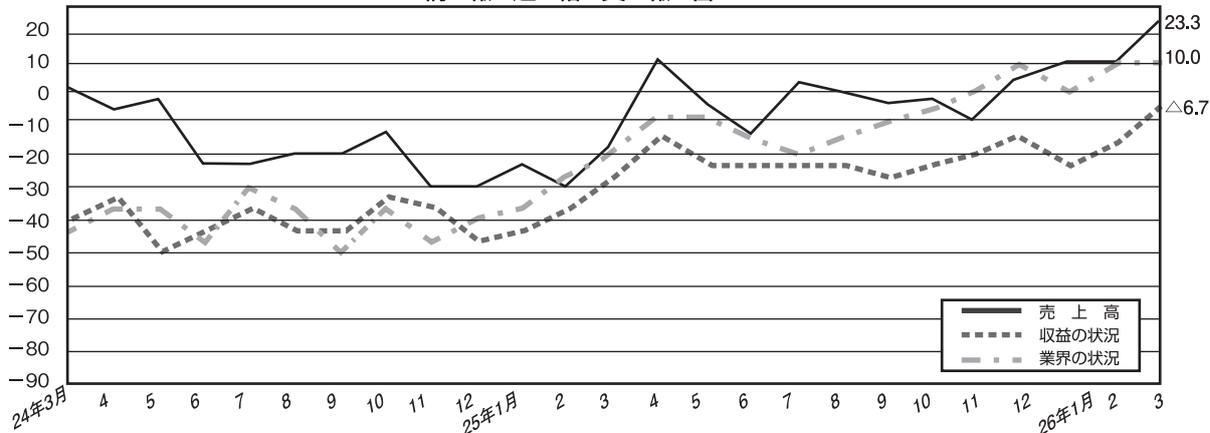
高知県商工労働部 経営支援課
〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20
TEL: 088-823-9695
FAX: 088-823-9138
URL: <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/>
E-mail: 150401@ken.pref.kochi.lg.jp

名 称	融 資 対 象 者 (○は必ず該当すること △はいずれかに該当すること)	資金使途	貸付利率 (%)
産業振興計画推進融資	<p>○ 県内において指定事業を営む中小企業者等であって、高知県産業振興計画の事業又は目標に沿った事業を行う、又は行おうとする事業者</p> <p>※ 資金使途は、高知県産業振興計画の事業に関する設備資金・運転資金とし、新分野進出及び事業転換に必要な設備資金及び運転資金も含む。</p> <p>※ 当融資で、高知県信用保証協会の保証付き借入金の借換えを行うことができる。ただし、高知県中小企業等融資制度のうち、季節融資を除く。 また、責任共有対象の借入金から責任共有対象外への借換えはできない。</p> <p>※ 既存保証付き融資から借換える場合は融資額の2分の1以内とする。</p>	設備 運転	<p>2.27 以内※ (変動)</p> <p>共有対象外 2.07 以内※ (変動)</p> <hr/> <p>2.42 以内※ (変動)</p> <p>共有対象外 2.22 以内※ (変動)</p>
創業等支援融資	<p>3. 創業 A・創業 B・創業 C を併用する場合、貸付限度額は合わせて 5,000 万円以内</p> <p>4. 創業 B と創業 C を併用する場合、自己資金はそれぞれで必要になる額を合わせた額が必要</p>		
創業 A	<p>△ ア 事業を営んでいない個人（廃業したことがある会社の役員又は事業主等を含む。以下同じ。）であって、貸付実行から 1 月以内に県内で指定事業を開始しようとする具体的計画を有する者</p> <p>△ イ 事業を営んでいない個人であって、新たに会社を設立し、その会社が貸付実行から 2 月以内に県内で指定事業を開始しようとする具体的計画を有する者</p> <p>△ ウ 県内において指定事業を営む中小企業者で、事業を営んでいない個人が事業を開始又は会社を設立して 5 年未満の者</p>	設 備 運 転	<p>2.07※ (変動)</p> <hr/> <p>2.27※ (変動)</p>
創業 B	<p>△ ア 事業を営んでいない個人であって、貸付実行から 1 月以内に県内で指定事業を開始しようとする具体的計画を有する者</p> <p>△ イ 事業を営んでいない個人であって、新たに会社を設立し、その会社が貸付実行から 2 月以内に県内で指定事業を開始しようとする具体的計画を有する者</p> <p>△ ウ 指定事業を営む中小企業者である会社であって、自ら事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し県内で指定事業を開始しようとする具体的計画を有する者</p> <p>△ エ 県内において指定事業を営む中小企業者で、事業を営んでいない個人が事業を開始又は会社を設立して 5 年未満の者</p> <p>△ オ 県内において指定事業を営む中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立した会社で、設立して 5 年未満の者</p>	設 備 運 転	<p>2.07※ (変動)</p> <hr/> <p>2.27※ (変動)</p>
創業 C	<p>△ ア 従事した経験（勤務先で得た知識やノウハウ及び自ら事業を行っていた経験）や法律に基づく資格を活かし、県内で事業を開始しようとする者</p> <p>△ イ 県内において指定事業を営む中小企業者であって事業を開始した日（法人にあっては設立の日）以後 5 年未満（開始時期を特定することができること。）の者</p>	設 備 運 転	<p>2.27※ (変動)</p> <p>共有対象外 2.07※ (変動)</p> <hr/> <p>2.47※ (変動)</p> <p>共有対象外 2.27※ (変動)</p>

本誌には高知県融資制度の一部を掲載しています。
その他の制度や詳細は右記までお問い合わせください。

D1(景気動向指数)

情報連絡員報告(平成26年3月)



印刷

年度末にもかかわらず仕事は増加していない。



食品団地

3月度の商況は活発となった。消費税アップが要因だと思われる。4月の反動があるか否かが心配。



生コンクリート製造

平成25年度の出荷数量は 965,600 m³ (前年比105.9%)で、数量は増えた。この数量でも、郡部の工場は何とか黒字基調のようだが、高知市周辺は市況が著しく乱れているので、大半が厳しい状況であると思われる。



酒類製造

出荷数量、売上共に増加。消費税アップ前1~2月の値上げの影響も少なく、中堅・小規模企業の健闘が続いている。



機械団地

自社製品を持っている企業は好調が続いているが加工業の一部では売上高の減少・収益の悪化が続いていて両極端になっている。



水産食料品製造

4月からの消費税の値上げによる駆け込み需要もなく普通に経過したようだ。取引先の中には、消費税アップ後の対応策をいろいろと検討しているところもあると聞いている。



刃物製造

現在、売上は前年を上回っているが、価格の改正前の駆け込み受注が多く、新年度に持ち込むものと思われる。受注残がなくなった時には、厳しい状況になると思われる。



外衣・シャツ製造

中小企業以下は非常に厳しい経営を強いられている。



船舶製造

引き続き高水準の操業度である。



木製品素材生産

入荷量については、前月比スギ・ヒノキともに1割程度増。価格については、前月比スギは横ばい。ヒノキについては、全体として2~3割程度の落ち込み。



珊瑚装飾品製造

3月度製品会取引高は、前年同月比160%であった。しかし、小売店の売上は低迷状態が続いている様である。



製材

消費税増税前の荷動きも次第に収まり、全国的には桧の原木・製品が反落との情報あるも、県内の桧の原木不足は続いており、今後製品の需要があるかどうかは不透明。



卸団地

消費税率アップの駆け込み需要による売上げ増が顕著な業種も見られる一方で、収益面では卸全体の実感として必ずしも好転とはいえず、景況はやや悪化の声が多い。消費税率アップに伴い配送会社から配送費値上げの動きもありその影響が懸念される。



製紙

消費税アップの影響で生産、出荷は多くなっている。依然円安で、原料、燃料高には困っている。



商店街(四万十市)

3月は、需要のある高額品や消耗品を中心に増税前の駆け込み需要によって全体的に好調。増税準備も大きな混乱はなく、各店舗とも店頭準備も整っている様だ。4月以降は消費の冷え込みが予想されるが、落ち込みを最低限に抑えるための手立ても思いっつかないのが現状。



青果卸売

前月同様、平均キロ単価の上昇によって販売金額は野菜・果実合計で見ると何とか前年をクリアーしているが、一昨年比でみると前月同様で80%を少々超えているに過ぎない。特に、果実は前月よりも入荷量、販売金額は落ち込んでいる。



旅館・ホテル

各種イベントが実施され、好評であったが、宿泊に関しては例年並みであった。



生鮮魚介卸売

3月に入り気温も暖かくなり、売上も前月比に比べ上がってきたが、前年同時期と比べてみてもあまり増減がなかった。中央市場も末日には地方市場になる為これから扱い高が非常に気になる状況である。



飲食店

全体的に非常に厳しく、売上が下がっている。消費税増税では、飲食業界の3分の1くらいしか価格転嫁できないと思われる。ほとんど次回の消費税増税率引き上げ時に値上げしそである。



各種小売(土佐市)

消費税増税の駆け込みを少し期待していたが、期待外れとなり、増税の対策だけを考えなければならず、厳しい月となった。



旅行業

組合クーポン売り上げ、前年対比80%、全旅クーポンを加味して83%。地元イベントの宿泊売上が苦戦した模様。4月以降は増税の影響が出てくると思われるが、社会全般の旅行売上は悪くない様子なので、観光シーズンを迎える5月の売上を期待している。



各種小売(安芸市)

蒲鉾店が一軒閉店した。



一般土木建築工事

3月の公共土木工事動向は前年当月対比金額で63.4%と年度末となり減少した。前年対比金額は、126.7%。国の請負金額では前年対比136.0%、高知県では、前年比110.9%、一方市町村では、前年比149.1%と依然25年度も高い発注状況にあった。



ガソリンスタンド

3月の原油価格(ドバイ・オマーン平均)は4週連続して下落し、クリミア情勢の原油価格への影響はなかった。為替市場はほぼ横ばいで推移した。4月1日からダブル増税のため、月末の土日は駆け込み需要で来店数が増え店頭が混乱した。



電気工事

3月末の組合員数が440名となり、前年同月比11名減となった。ピークの平成2年7月635名に比べ195名減少し、30%強の収縮をみた。



電気機械器具小売

3月度は、増税前の駆け込みで、エアコン、冷蔵庫、洗濯機が、平均して前年128%アップで、好調であった。一方で、メーカー各社、主力商品の品切れが多くて、3月の納品が出来ず、4月にすれ込んだ。



一般貨物自動車運送

増税前の駆け込みが若干あったが、車両、人員不足により実質売上は昨年度並みとみられる。4月以降、景気落ち込みや燃料価格の高止まりによる経営悪化が懸念される。



中古自動車小売

個別販売店において差はあるものの、消費税増税前を背景に販売実績は伸びた様子である。



タクシー

【1車当たりの運送収入・輸送回数】
 (前年比)収入:4.1%増、回数:3.1%増
 (前月比)収入:1.8%増、回数:2.6%増
 消費税増税によりタクシー運賃料金が改訂され、初乗20円の値上げとなった。冷え込み(乗り控え)が懸念されている。



商店街(高知市)

中央公園地下駐車場利用状況(前年比)
 売上104.7% 利用台数105.5%
 消費税値上げに伴う駆け込み需要については、百貨店とある一定の業種ではみられたが、前回の値上げほどの動きはなかったように思われる。



業界の現況は？

安芸市においては、国道沿いに県外大手資本の進出がこの十数年続いたこともあり、経営環境は年々厳しくなっています。このため昔と比べて全体的に活気が無い状況が続いており、商店街が行う歳末大売出しへの参加店も減少傾向にありましたが、お客様からの根強い支持もあり、最近はやや落ち着いてきた感じはあります。半世紀以上継続しているスタンプカードも、今年カードのカラーを新調するなど、商店街としてお客様を呼び込む活動を続けています。

ひとこと！

今後、東部自動車道の整備等により、市外への買い物客の流出が懸念されています。ですがこれを脅威ではなく、自分達の仕事を見つめ直す一つの機会としてとらえ、安芸の元気の一翼を担っている商店街として、お客様に愛される活動をこれからも続けていきます。

情報連絡員さんの
横顔
 山口 隆朗さん
 (協同組合安芸商連)

こつこつ きちんと あなたのため
 こつこつ きちんと みんなのため
 こつこつ きちんと 地球のため
 こつこつ きちんと 明日のため
 こつこつ きちんと ウソはつかない
 こつこつ きちんと マネもしない
 こつこつ 愛して
 こつこつ 生きてるあなたを、
 わたしたち三井生命も、
 こつこつ きちんと応援します。

こつこつ
きちんと

三井生命保険株式会社

〒135-8222 東京都江東区青海1-1-20 TEL:03-6831-8000(大代表)
<http://www.mitsui-seimei.co.jp/>

中央会実施共済制度一覧

- ・特定退職金共済制度…従業員の退職金準備
- ・オーナーズプラン…役員の慰労金・弔慰金準備
- ・パートナーズプラン…従業員の保障(個人加入)
- ・Jプラン(業務災害補償)…業務上はもちろん、通勤途上のケガ・災害を補償

※ご加入の際には、該当のパンフレットおよび高知県中央会の「退職金共済規程」にて詳細を必ずご確認ください。

【制度実施団体】

高知県
中小企業団体中央会

〒781-5101
 高知市布師田3992-2 高知県中小企業会館4F
 TEL(088)845-8870
 FAX(088)845-2434

【特定退職金共済制度引受保険会社】

三井生命保険株式会社

【オーナーズプラン・パートナーズプランのお問い合わせ】

三井生命保険株式会社 高知営業部

〒780-0053 高知市駅前町1-8 第7駅前観光ビル2F
 TEL(088)882-3402

【傷害保険(Jプラン)引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社
 取扱代理店：三井生命保険株式会社

※三井生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の
 取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

B-26-1070(H26.4)

使用期限H27.3

三井-KB-26-77

制作・発行

人を継ぎ、組織を育む

高知県中小企業団体中央会
<http://www.kbiz.or.jp>

〒781-5101 高知市布師田3992-2 中小企業会館4階
 TEL 088-845-8870 IP電話 050-3537-1702 FAX 088-845-2434
 E-mail info@kbiz.or.jp